

専決第10号

令和7年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）

令和7年度宍粟市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ32,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,886,046千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記は、急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年1月19日

宍粟市長 福元晶三

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県 支 出 金		1,884,411	32,000	1,916,411
	3 委 託 金	129,689	32,000	161,689
歳 入	合 計	26,854,046	32,000	26,886,046

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,792,718	32,000	3,824,718
	4 選挙費	92,599	32,000	124,599
歳出	合計	26,854,046	32,000	26,886,046

1 総括  
歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 県 支 出 金	1,884,411	32,000	1,916,411
歳 入 合 計	26,854,046	32,000	26,886,046

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総 務 費	3,792,718	32,000	3,824,718	32,000			
歳 出 合 計	26,854,046	32,000	26,886,046	32,000			

2 歳 入

( 款 ) 16 県支出金

( 項 ) 3 委託金

( 単位 : 千円 )

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費委託金	114,208	32,000	146,208	2 選挙費委託金	32,000	衆議院議員選挙事務委託金 32,000
計	129,689	32,000	161,689			

3 歳 出

( 款 ) 2 総務費

( 項 ) 4 選挙費

( 単位 : 千円 )

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
5 衆議院議員選挙費	0	32,000	32,000	32,000				1 報 酬	3,015	投票管理者報酬 495 投票立会人報酬 1,573 開票管理者報酬 25 開票立会人報酬 122 会計年度任用職員報酬 800
								3 職 員 手 当 等	9,700	時間外勤務手当 3,000 特殊勤務手当 6,700
								4 共 済 費	30	会計年度任用職員社会保険料等 30
								7 報 償 費	80	事業協力者謝礼 80
								8 旅 費	45	普通旅費 5 費用弁償 20 会計年度任用職員通勤費用弁償 20
								10 需 用 費	2,270	文具消耗器材 800 図書・追録代 30 被服費 40 公用車燃料代 50 施設管理用燃料代 100 食料費 950 印刷製本費 200 物品修繕料 100
								11 役 務 費	3,460	電話料 10 郵便料 1,400 クリーニング代 20 新聞折込手数料 200 事務機器点検手数料 1,300 交通誘導員派遣手数料 270 事務機器設置等手数料 260

( 款 ) 2 総務費

( 項 ) 4 選挙費

( 単位 : 千円 )

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
								12委託料	9,050	公営ポスター掲示場作製等業務委託料 4,400 投開票所設営等業務委託料 3,000 入場券・封筒作成等業務委託料 1,650
								13使用料及び賃借料	1,550	会場借上料 360 自動車借上料 200 システム使用料 90 物品借上料 900
								17備品購入費	2,800	備品購入費 2,800
計	92,599	32,000	124,599	32,000						